



令和5年2月10日
令和4年度生活衛生関係技術者研修会

生活衛生行政の現状と課題について

令和5年2月10日

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課

本日の内容

1. はじめに
2. 生活衛生対策について
 - (1)生活衛生分野の施策・法体系について
 - (2)地域保健と保健所
3. 生活衛生関係営業の現状と制度について
4. 生活衛生行政に関する課題
～最近のトピックス含む～
5. おわりに

1. はじめに

厚生労働省の生活衛生関係担当課

厚生労働省

2021年4月1日時点

大臣官房	医政局	健康局	医薬・生活衛生局	労働基準局	職業安定局	雇用環境・均等局	子ども家庭局	社会・援護局	老健局	保健局	年金局	人材開発統括官	政策統括官 総合政策担当	政策統括官 統計・情報政策担当
人事課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	人材開発 総務担当	総合政策 統括担当	企画調整担当
総務課	地域医療 計画課	健康課	医薬品審査 管理課	労働条件 政策課	雇用政策課	雇用機会 均等課	保育課	保護課	介護保険 計画課	保険課	年金課	人材開発 政策担当	労使関係 担当	情報化担当
会計課	医療経営 支援課	がん・疾病 対策課	医療機器審査 管理課	監督課	雇用保險課	有期・短時間 労働課	家庭福祉課	地域福祉課	高齢者支援課	国民健康 保険課	国際年金課	若年者・ キャリア形成 支援担当	政策立案・ 評価担当	
地方課	医事課	結核感染症課	医薬安全 対策課	労働關係法課	需給調整 事業課	職業生活 両立課	子育て支援課	福祉基盤課	認知症対策・ 地域介護推進課	高齢者医療課	資金運用課	能力評価担当		サイバーセキュリティ・ 情報システム管理担当
国際課	歯科保健課	難病対策課	監視指導・ 麻薬対策課	貿易課	外国人雇用 対策課	在宅労働課	母子保健課	援護企画課	老人保健課	医療介護 連携政策課	企業年金・ 個人年金課	海外人材 育成担当		
厚生科学課	看護課		血液対策課	労災管理課	雇用開発 企画課	勤労者生活課		援護・業務課		医療課	数理課			
	経済課		生活衛生・食品安全企画課	労働保険 微収課	高齢者雇用 対策課			事業課		調査課	事業企画課			
	研究開発 振興課		食品基準 審査課	補償課	障害者雇用 対策課			障害保健 福祉部			事業管理課			
			食品監視 安全課	労災保険 業務課	地域雇用 対策課			企画課						
					労働市場 センター業務室			障害福祉課						
			生活衛生課											
			水道課											
			計画課											
			安全課											
			労働衛生課											
			化学物質 対策課											



厚生労働省
医薬・生活衛生局
生活衛生課

施設等機関

検疫所、国立ハンセン病療養所、法輪研究機関(国立疾患看護品
衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究
所、国立感染症研究所)、更生援助施設機関(国立更生自立支援施設、
国立障害者リハビリテーションセンター)

審議会等

社会保障審議会、厚生科学審議会、分野政策審議会、医薬審
議会、薬事・食品衛生審議会、がん対策推進協議会、肝炎対策
推進協議会、アリギー疾患対策推進協議会、循環器病対策
推進協議会、医薬品等行政評議会、監視委員会、中央局長会議
審議会、労働保険審議会、過労死等防止対策推進協議会、成
育医療等協議会、旧厚生保険法一時金認定審議会、アルコール
健康審議会、労働衛生関係各会議、中央社会保障医療審議会、社會
保險審議会、ハンセン病・患者家庭扶助金認定審議会、疾病・
障害認定審議会、医療審議会、質的研究開拓法人審議会

地方支分部局
都道府県
労働局
地方厚生
(支)局

外局
中央労働委員会
事務局

労働基準
監督署
公共職業
安定所
(ヨローワーク)

生活衛生課の主な業務

主に、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場などの生活衛生関係営業について、適切な衛生規制の下、その経営基盤を充実させるための支援を行うことや、営業者組織の自主的活動を促進すること等を通じ、衛生水準の維持向上を図るとともに、消費者の利益を守る施策を担当。

➡ 「衛生水準の維持向上」と「生衛業者の経営の健全化・業の振興」が課の2大業務

この他、

- 理容師・美容師国家試験及び養成施設に関すること
- 建築物衛生の改善及び向上に関すること
- 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関することなどを担当。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的（第1条）

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

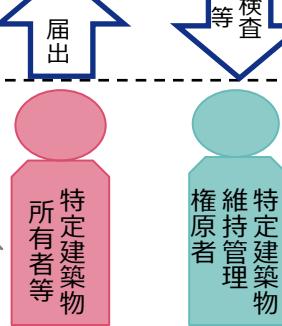
※ 特定建築物所有者等と維持管理権原者は、同一の場合と異なる場合がある。

【特定建築物所有者等】

- (所有者又は全部の管理の権原者)
- ・特定建築物の届出
 - ・建築物環境衛生管理技術者の選任
 - ・維持管理に関する帳簿書類の管理

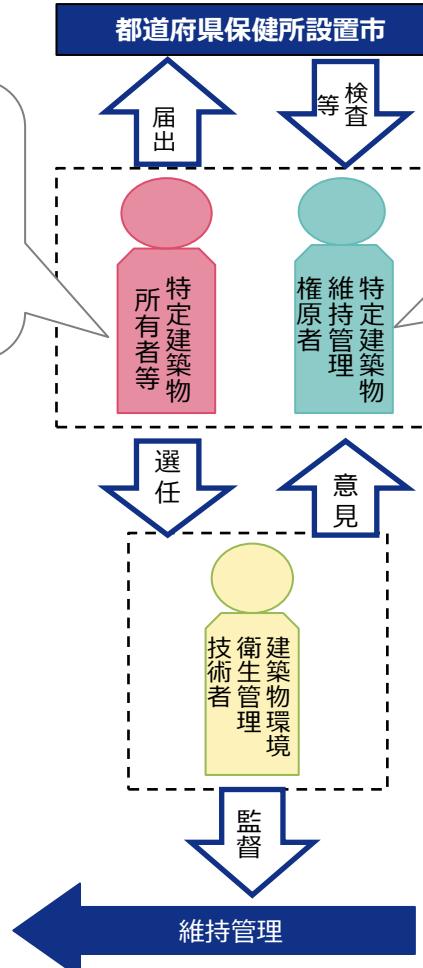
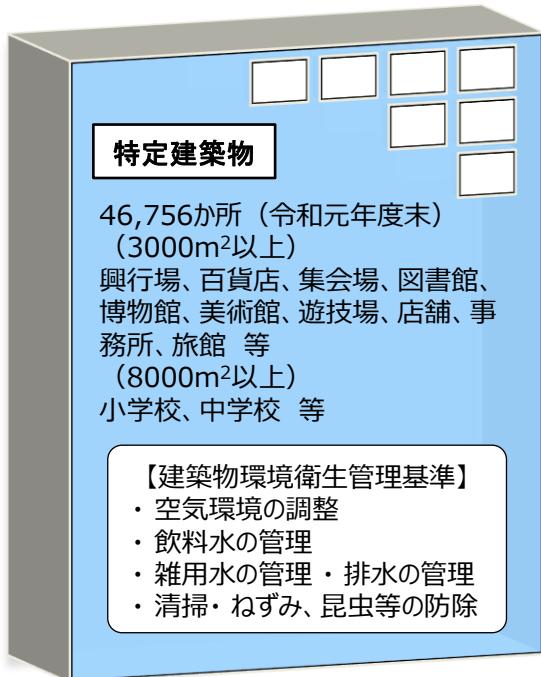
都道府県保健所設置市

届出 検査



【特定建築物維持管理権原者】

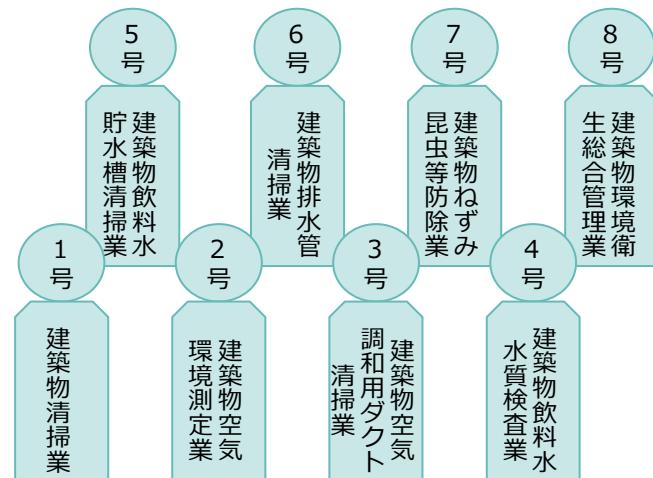
- (当該特定建築物の維持管理について権原を有する者)
- ・建築物環境管理基準に従い維持管理
 - ・建築物環境衛生管理技術者の意見尊重
 - ・改善命令等に従う



ビルメンテナンス業者

＜都道府県知事の登録対象業種＞

* 延べ登録営業所数 18,242か所（令和元年度末）



墓地、埋葬等に関する法律関係

1. 目的

- この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。【法律の目的(第1条)】

2. 埋葬等に関する原則

- 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に行ってはならない。火葬は、火葬場以外の施設で行ってはならない。【墓地外の埋葬等の禁止(第4条)】
- 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、焼骨の埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由(例:新たな埋葬等を行う余地がない等)がなければ、これを拒んではならない。【埋葬等の応諾義務(第13条)】

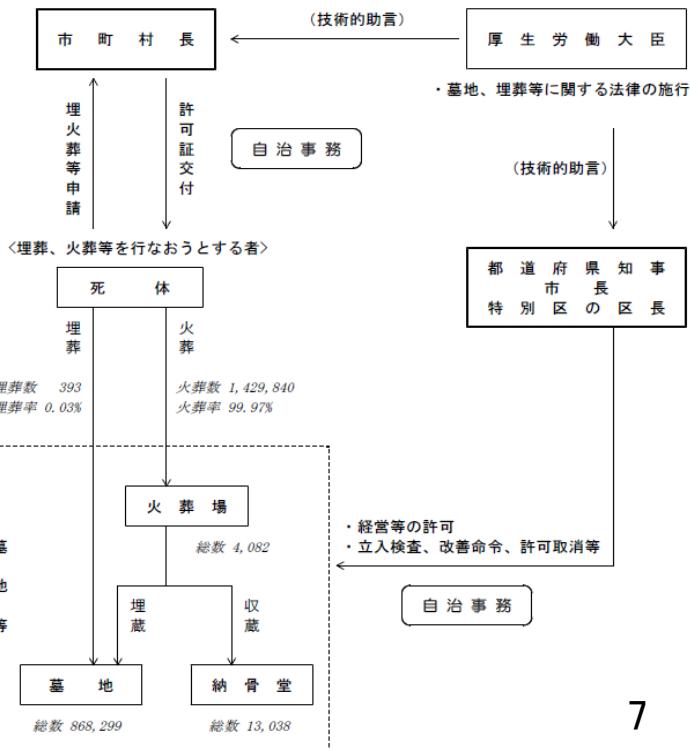
3. 埋葬、火葬等の手続(自治事務)

- 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。【埋葬、火葬等の許可(第5条)】
- 墓地、火葬場等の管理者は、許可証(第8条)を受理した後でなければ、埋葬、火葬等を行ってはならない。【許可証のない埋葬、火葬等の禁止(第14条)】

4. 墓地、火葬場等の許可等(自治事務)

- 墓地、納骨堂又は火葬場の経営をしようとする者は、都道府県等の許可を受けなければならない。
→墓地等の区域の変更、廃止の場合も同様。【墓地、火葬場等の経営等の許可(第10条)】

※その他、コロナより死亡した患者や、大規模災害被災者の御遺体の取扱い等についてガイドライン類を規定



2. 生活衛生対策について

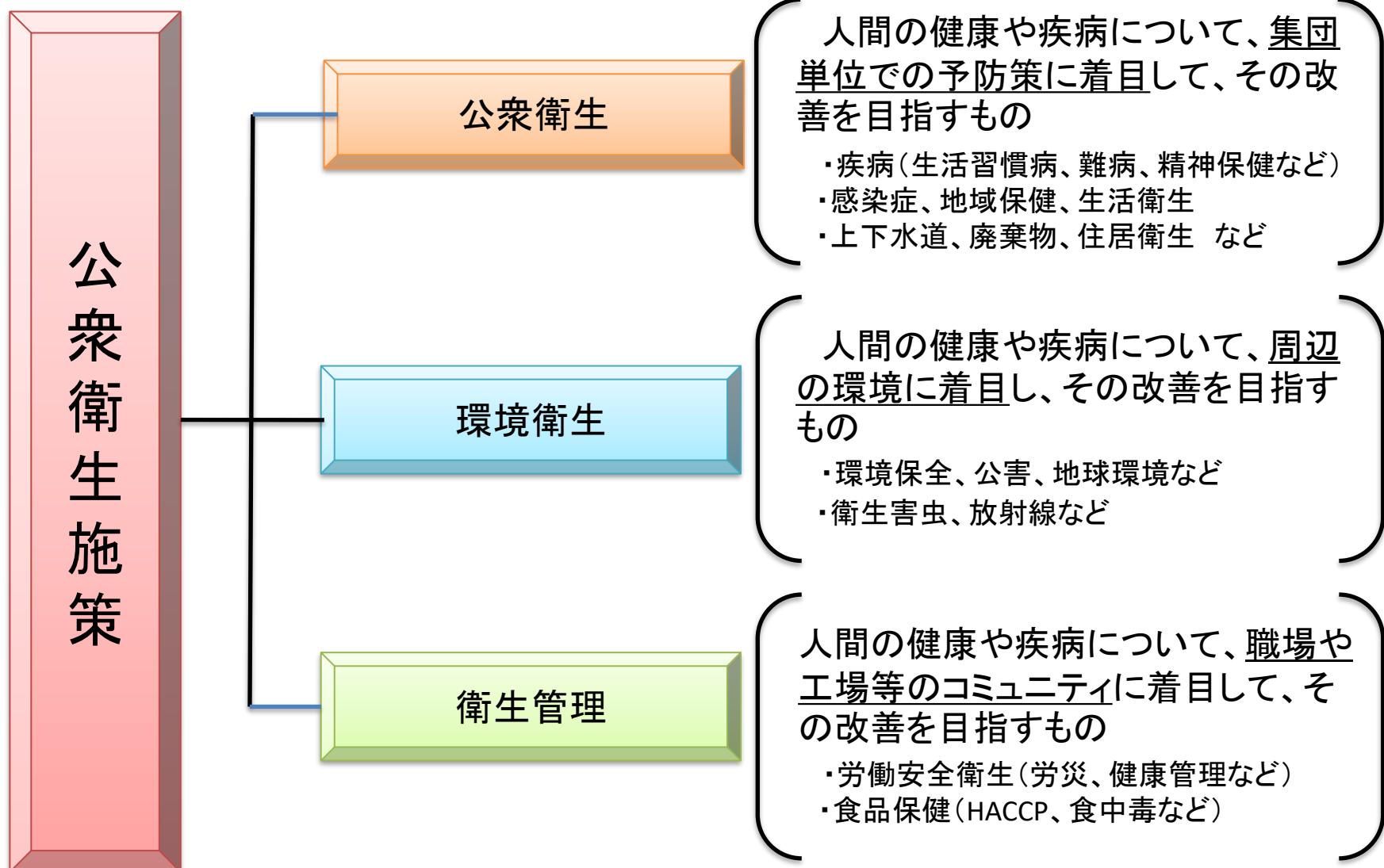
(1) 生活衛生分野の施策・法体系 について

日本国憲法（1947年施行）

第25条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2　**国は**、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び**公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。**

公衆衛生施策の大別(イメージ)



生活衛生対策の関係法規の概要

※ □が営業 6 法

法律名	公布年月日	定義	備考
興行場法	昭23. 7.12 法第137号	「興行場」・・・ 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設。 「興行場営業」・・・ 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けて、業として興行場を経営する。	営業許可
公衆浴場法	昭23. 7.12 法第139号	「公衆浴場」・・・ 温湯、潮湯、又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設。 「浴場業」・・・ 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けて、業として公衆浴場を経営する。	営業許可
旅館業法	昭23. 7.12 法第138号	「旅館業」・・・ ホテル営業※、旅館営業※、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。 「ホテル営業」※・・・ 洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。 「旅館営業」※・・・ 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿泊営業及び下宿営業以外のものをいう。 「簡易宿泊営業」・・・ 宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。 「下宿営業」・・・ 施設を設け、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。 「宿泊」・・・ 寝具を使用して前各項の施設を利用する事をいう。 ※ 旅館業法の改正（平成30年6月15日施行）により、「旅館営業」及び「ホテル営業」は、「旅館・ホテル営業」に統合。	営業許可
理容師法	昭22.12.24 法第234号	「理容」・・・ 頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。 「理容師」・・・ 理容を業とする者をいう。 「理容所」・・・ 理容の業を行うために設けられた施設をいう。	営業届出
美容師法	昭32. 6. 3 法第163号	「美容」・・・ パーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。 「美容師」・・・ 厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。 「美容所」・・・ 美容の業を行うために設けられた施設をいう。	営業届出
クリーニング業法	昭25. 5.27 法第207号	「クリーニング業」・・・ 溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用するために貸与し、その使用済後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業とすることをいう。 「クリーニング師」・・・ 都道府県知事の免許を受けた者。 「営業者」・・・ クリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）をいう。 「クリーニング所」・・・ 洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設をいう。	営業届出
食品衛生法	昭22.12.24 法第233号	「飲食店営業」・・・ 一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレー、その他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業（喫茶店営業を除く）をいう。 「喫茶店営業」・・・ 喫茶店、サロン、その他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。	営業許可

(2) 地域保健と保健所

地域保健法

第1条

この法律は、地域保健対策の推進に関する基本方針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に
関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法
その他の地域保健対策に関する法律による対策が
地域において総合的に推進されることを確保し、もつて
地域住民の健康の保持及び増進に寄与する

保健所

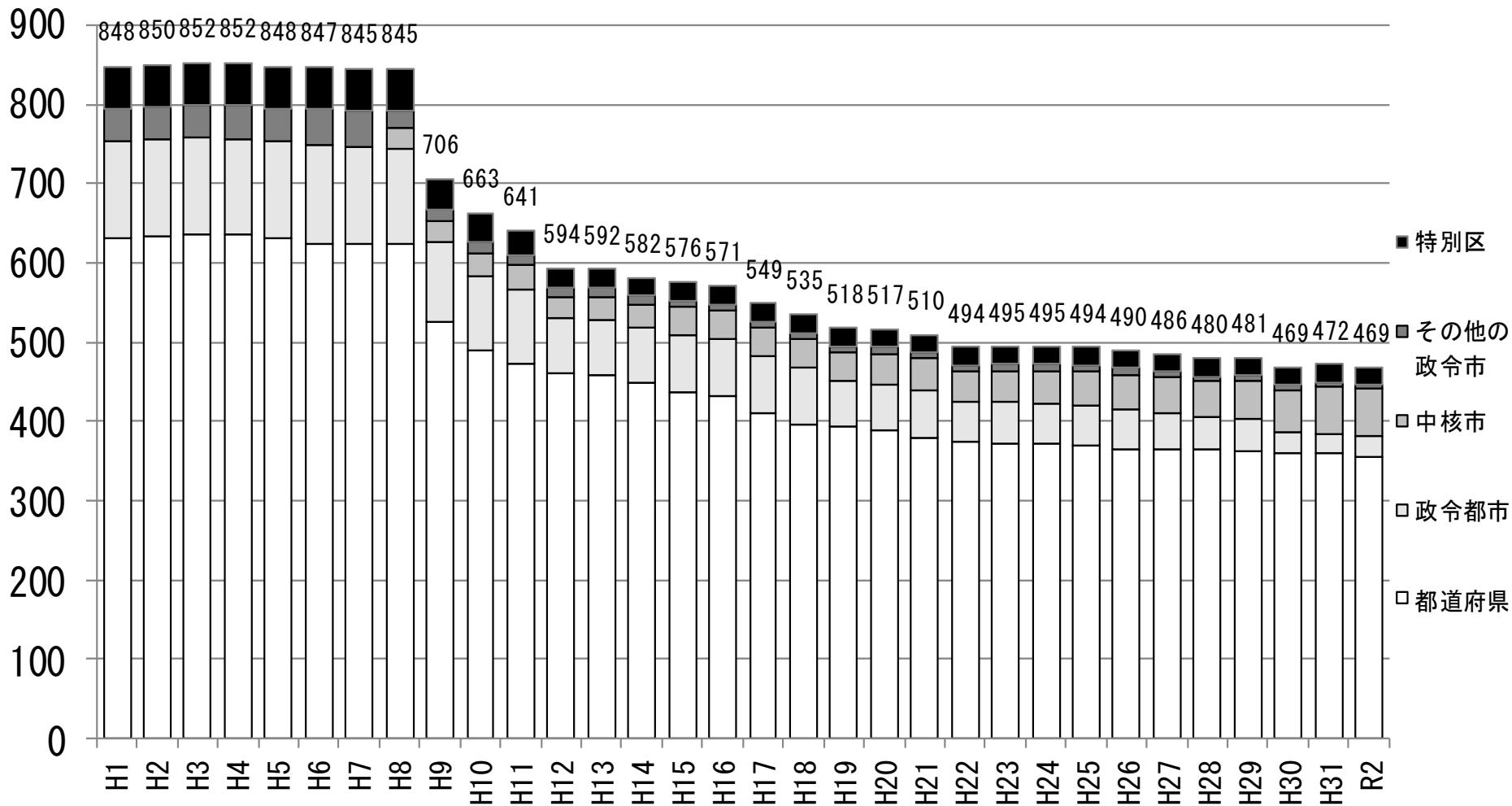
地域における公衆衛生の向上と増進を図るために設置された、第一線の総合的**保健衛生行政機関**

※設置主体別保健所数（保健所総数：469 R2年4月現在）

都道府県：355	指定都市： 26
中核市・政令市： 65	特別区： 23

厚生労働省調べ

保健所数



※令和2年4月1日現在は469か所

健康局健康課地域保健室調べ：各年度4月1日現在

保健所業務の現状

- 保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関
- また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う。

《対人保健分野》

<感染症等対策>

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
健康診断、患者発生の報告等
定期外健康診断、訪問指導、管理検診 等

<エイズ・難病対策>

エイズ個別カウンセリング
(無料匿名検査を含む)事業
エイズ相談・教育事業等
難病医療相談 等

<精神保健対策>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)
(障害者基本法)
医療・保健・福祉相談、等

<その他>

(母子保健法)
(健康増進法)
広域的又は専門的な知識及び技術を要する事業 等

《対物保健分野》

<食品衛生関係>

(食品衛生法)
営業の許可、営業施設等の監視、指導等

<生活衛生関係>

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律)
、興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法など)
営業の許可、届出、立入検査等

保健所運営協議会
保健所長(医師)

- 専門的・技術的業務の推進
- 健康危機管理
- 市町村への技術的援助・助言
- 市町村相互間の調整
- 地域保健医療計画の作成・推進
- 企画調整
- 調査・研究

<医療監視等関係>

(医療法、歯科技工士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律)
病院等、医療法人、歯科技工所、衛生検査所等への立入検査等

医師	臨床検査技師	医療社会事業員
歯科医師	管理栄養士	精神保健福祉相談員
薬剤師	栄養士	食品衛生監視員
獣医師	歯科衛生士	環境衛生監視員
保健師	理学療法士	と畜検査員 等
診療放射線技師	作業療法士	

なお、指定市等の設置する保健所については、健康増進法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

主な業務内容

(1) 食品衛生関係

業務の種類	業務内容	根拠法令
食品衛生業務	<ul style="list-style-type: none">・飲食店等の許認可・許可施設の監視指導・流通食品の表示等検査・大量調理施設等の監視・食中毒・苦情の対応	<ul style="list-style-type: none">・食品衛生法・地方自治体の条例など

(2)環境衛生関係

業務の種類	業務内容	根拠法令
○生活衛生営業 <u>の許可等及び監視指導</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場、公衆浴場、旅館(民泊を含む)、理容所、美容所、クリーニング所の許可等及び監視指導 <p style="margin-top: 10px;">* 住宅宿泊事業の届出・監視指導</p>	興行場法、公衆浴場法 理容師法、美容師法 旅館業法(住宅宿泊事業法を含む)、クリーニング業法 * 住宅宿泊事業法
○建築物における <u>衛生的環境の確保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・相当規模を有し、多数の者が使用する建築物の衛生確保指導 ・建築物衛生管理業の登録及び指導 	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
○飲料水等の <u>衛生確保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、簡易水道、専用水道等の適切な管理運営の指導 ・飲用井戸等の衛生指導 ・<u>遊泳用プールの衛生指導</u> 	水道法、飲用井戸等の衛生対策要領、遊泳用プールの衛生基準

環境衛生監視員について

人数 (2年度末)	6, 410名 うち専従者:346名(5%)
資格	<p>以下のいずれかの条件(任用資格)を満たす公務員の中から、都道府県知事等により任命される。</p> <ul style="list-style-type: none">・大学又は専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、水産学、農学、工学、理学又は保健衛生学の課程を修めて卒業した者・医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師・国立保健科学院において環境衛生に関するコースの課程又はこれに相当する課程を修了した者
根拠法令	<ul style="list-style-type: none">・旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)等・環境衛生監視員の任命について(昭和42年1月11日環衛第7003号厚生省環境衛生局長通知)
業務内容	<p>※ 主に保健所に所属</p> <ul style="list-style-type: none">・理美容所の衛生措置についての立入検査、管理者の設置確認、資格者就業の確認・火葬場の管理についての立入検査・興行場の衛生管理についての立入検査・旅館、ホテル等の衛生措置、構造設備の検査・公衆浴場の衛生措置、構造設備の検査・化製場又は死亡獣畜取扱場の衛生措置、構造設備の検査・クリーニング所又は業務用の車両の衛生措置、クリーニング師の設置確認、苦情対応の確認・特定建築物の維持管理の状況の検査 など

※ 「衛生行政報告例」(厚生労働省)より

生衛業の衛生管理に関する監視・指導①

営業6法に係る衛生管理要領等

技術的助言

理容所及び美容所における衛生管理要領(通知)	昭和56年6月1日 環指第95号厚生省環境衛生局長
出張理容・出張美容に関する衛生管理要領(通知)	平成19年10月4日 健発第1004002号厚生労働省健康局長
クリーニング所における衛生管理要領(通知)	昭和57年3月31日 環指第48号厚生省環境衛生局長
おしごりの衛生的処理等に関する指導基準(通知)	昭和57年11月16日 環指第157号厚生省環境衛生局長
貸おむつの衛生的処理等に関するガイドライン(通知)	平成5年11月25日 衛指第224号厚生省生活衛生局指導課長
貸おむつの洗濯を行うクリーニング所の施設、設備及びそれらの管理に関するガイドライン(通知)	昭和59年4月24日 環指第42号厚生省環境衛生局長 平成27年7月31日(改正)
興行場法第2条、第3条関係基準条例準則(通知)	平成12年12月5日 生衛発1,811号 生活衛生局長通知 平成15年2月14日(一部改正) 平成28年3月30日(別添3一部改正) 平成29年12月15日(別添3一部改正) 平成30年1月31日(別添3一部改正) 令和元年9月19日(一部改正)
公衆浴場における水質基準等に関する指針(通知1)	
公衆浴場における衛生等管理要領(通知)	
旅館業における衛生等管理要領(通知)	

生衛業の衛生管理に関する監視・指導②

その他の衛生基準等

技術的助言

コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱(通知)	昭和58年3月29日 環指第39号厚生省環境衛生局長
遊泳用プールの衛生基準(通知)	平成19年5月28日 健発第0528003号厚生労働省健康局長
ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針(通知)	平成22年9月15日 健発0915第4号厚生労働省健康局長

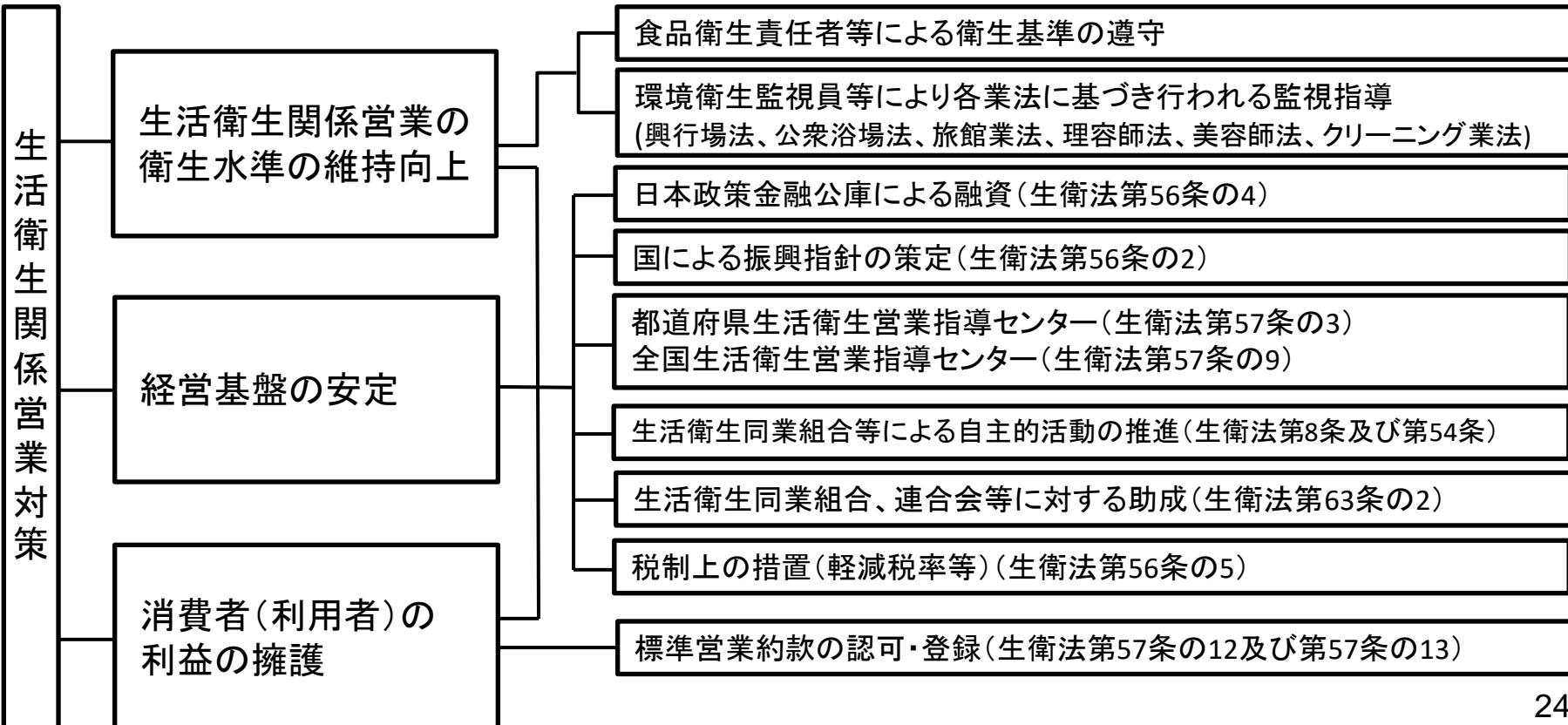
3. 生活衛生関係営業の現状と制度について

生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法) (昭和32年6月3日法律第164号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、
衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者
の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある
等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処
理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の
方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。

★ 国民生活に不可欠なサービス
安心・安全、衛生、快適

消費者（利用者）

・事業所：約108万事業所（全事業所の約20%）
・従業員数：約668万従業員（全産業の約11%）

サービス提供

資料：総務省「平成28年経済センサス」

16業種

生活衛生関係営業者・生活衛生同業組合



指導・支援

生衛連合会
生衛組合

・振興計画（自主的取組）
・標準営業約款

(公財)全国生活衛生営業指導センター
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

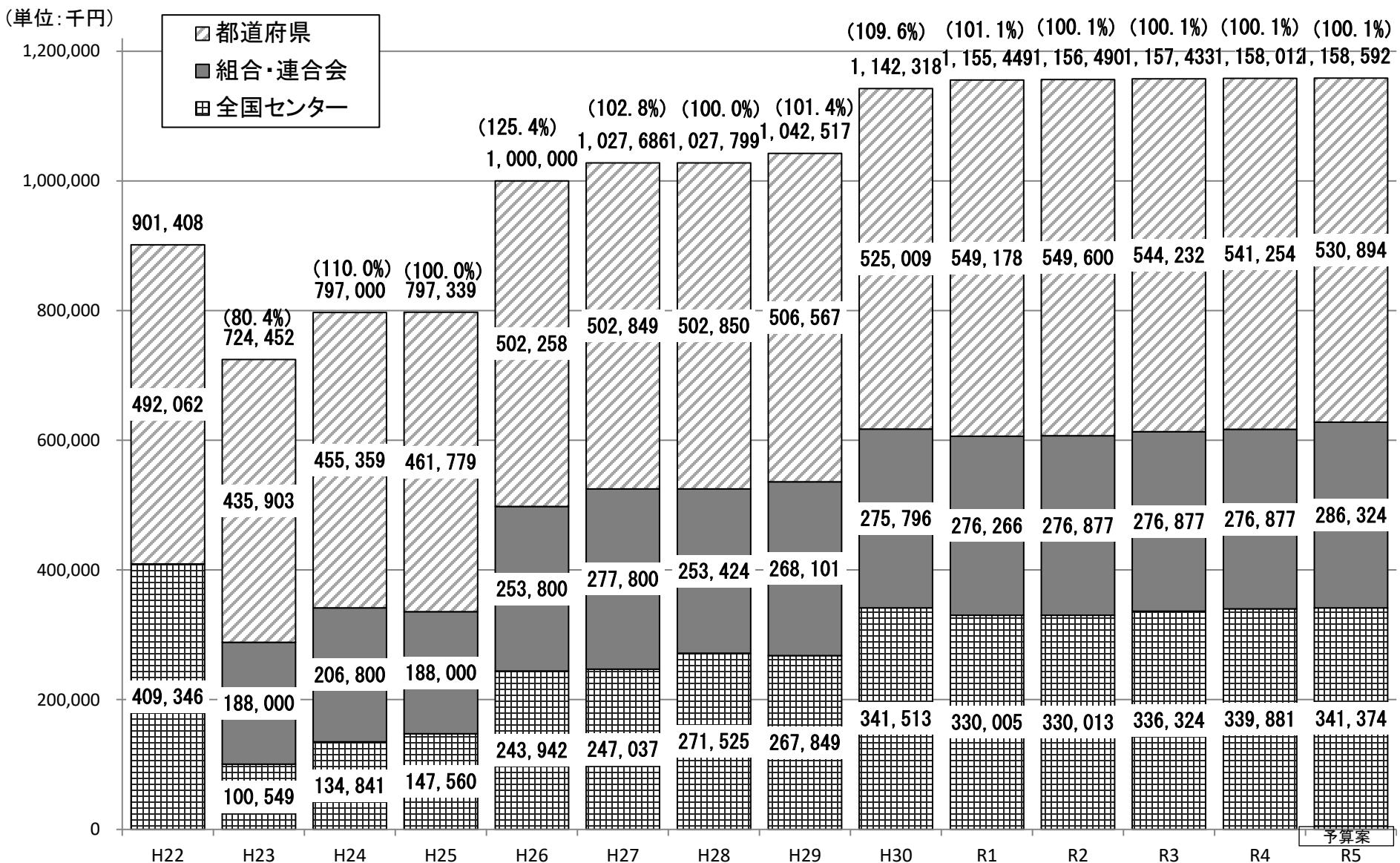
・経営の健全化
・衛生水準の維持向上
・消費者（利用者）の利益擁護

保健所等
[行政]

・衛生規制

※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生活衛生関係補助金の予算額の推移(厚生労働省)



1 生活衛生関係営業対策事業費補助金

11. 6億円 [11. 6億円]
生衛組合、生衛組合連合会、全国生衛営業指導センター、都道府県生衛営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

・生活衛生関係営業収益力向上事業

1. 4億円 [0. 9億円]
新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響がある中、全国生活衛生営業指導センター等を中心に、最低賃金や省エネ対策等の周知、補助金・税制等を活用して収益力向上等に取り組むためのセミナーの開催、業務プロセス見直し等に関する同行支援など、生活衛生関係営業者の収益力向上等のための取組を行う。

2 株式会社日本政策金融公庫補給金

30. 2億円 [33. 7億円]
株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

(参考) 生活衛生資金貸付の貸付計画額

0. 2億円 [0. 1億円]
株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う。

3 被災した生活衛生関係営業者への支援（復興庁一括計上）

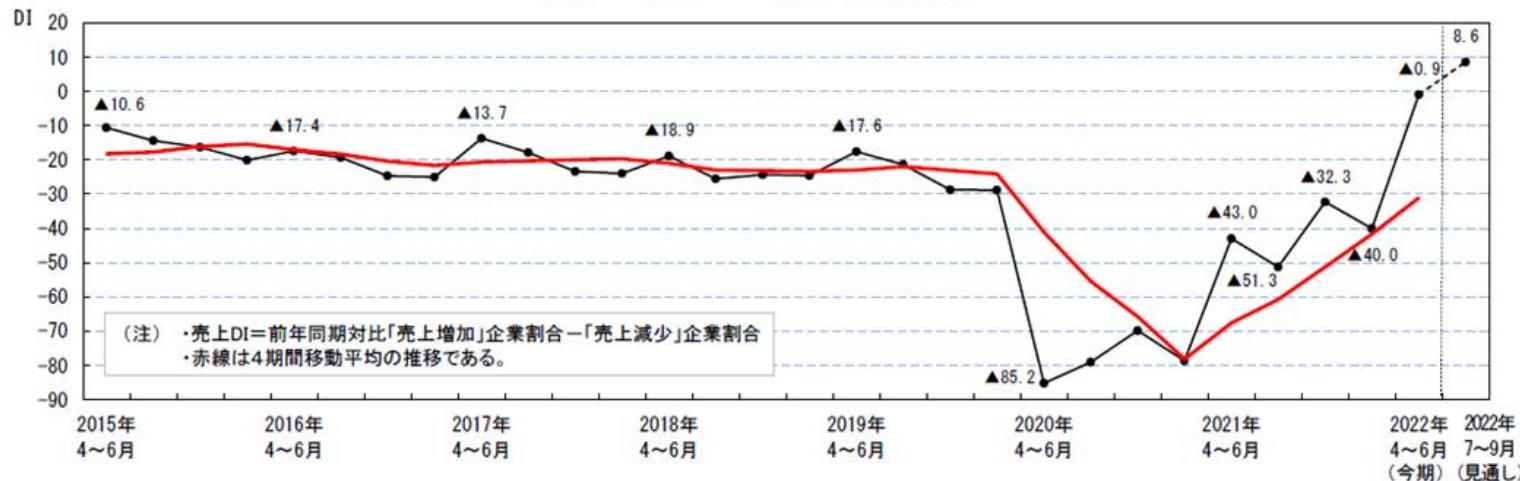
1, 500億円 [1, 720億円]※
※ 令和5年度は従前の貸付計画額(1,150億円)に加え、新型コロナウイルス感染症対策分(350億円)を措置。

新型コロナ流行に伴う生衛業への経済的影响(売上)

2. 売 上

- 売上DIは、前期からマイナス幅が39.1ポイント縮小し、▲0.9となった。
- 来期は9.5ポイント上昇し、8.6となる見通し。

図表4 売上DIの推移（全業種計）



図表5 業種別 売上DIの推移（飲食業を除く）

凡例	2021年4~6月	2021年7~9月	2021年10~12月	2022年1~3月	2022年4~6月(今期)	2022年7~9月(見通し)
食肉・食鳥肉	▲46.0	▲50.0	▲23.4	▲20.1	3.2	8.2
氷 雪	▲65.5	▲67.2	▲43.1	▲40.0	30.9	43.6
理 容	▲35.5	▲37.9	▲32.7	▲36.9	▲20.6	▲6.6
美 容	▲21.9	▲41.2	▲28.6	▲40.3	▲17.3	▲4.5
映 画 館	▲6.6	4.8	▲36.5	▲15.0	37.1	35.5
ホ テ ル・旅 館	▲29.9	▲45.4	▲28.6	▲25.4	43.2	38.3
公 衆 浴 場	▲47.3	▲29.2	▲20.5	▲15.0	▲9.3	▲1.7
クリーニング	▲36.7	▲50.4	▲50.6	▲52.5	0.8	▲8.5

図表6 飲食業 売上DIの推移

凡例	2021年4~6月	2021年7~9月	2021年10~12月	2022年1~3月	2022年4~6月(今期)	2022年7~9月(見通し)
飲食業(全体)	▲55.0	▲63.3	▲31.7	▲45.8	1.6	14.8
そば・うどん	▲21.7	▲51.4	▲21.5	▲36.4	5.3	15.0
中華料理	▲53.9	▲65.0	▲27.4	▲56.2	7.3	10.9
す し	▲52.3	▲64.9	▲28.3	▲36.6	2.2	16.2
料 理	▲71.6	▲60.8	▲30.7	▲49.2	▲1.6	20.9
喫 茶	▲47.5	▲50.9	▲29.4	▲42.1	7.3	22.6
社 交	▲70.7	▲80.1	▲52.1	▲59.7	▲18.7	2.0
その他の飲食	▲60.5	▲64.9	▲31.0	▲43.8	5.5	16.7

4. 生活衛生行政に関する課題

～最近のトピックス含む～

生活衛生行政の課題について

衛生水準の維持・向上

- 衛生水準の維持と規制緩和との均衡
- 新たなビジネスやサービス形態への対応
(特に美容業、宿泊業で顕著)
- 衛生部門の体制維持・強化など

生衛業者の経営の健全化・業の振興

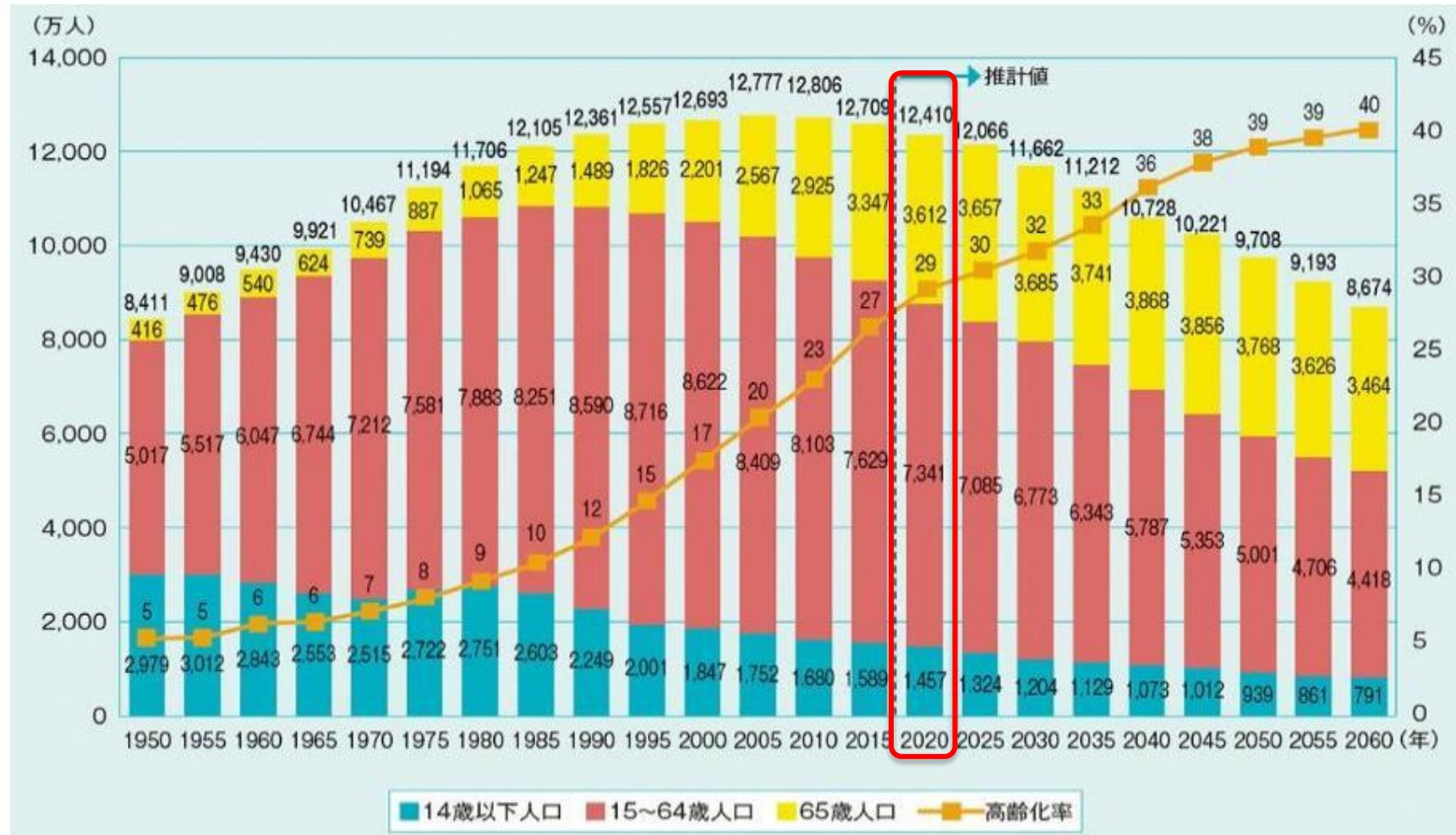
- 人口減少モデルへの対応
→ サービスの需要減、人手不足 など
- 新たな環境保護概念への適合
→ SDGs、脱炭素社会、資源循環 など
- 社会全体のデジタル化への対応
- 「生衛業の強み」を生かした経営とビジネスモデルの発見
→ 地域包括、地域共生など
※「店舗単独」ではなく、「コラボ」による発見と解決へ

など

日本を取り巻く環境と多くの課題



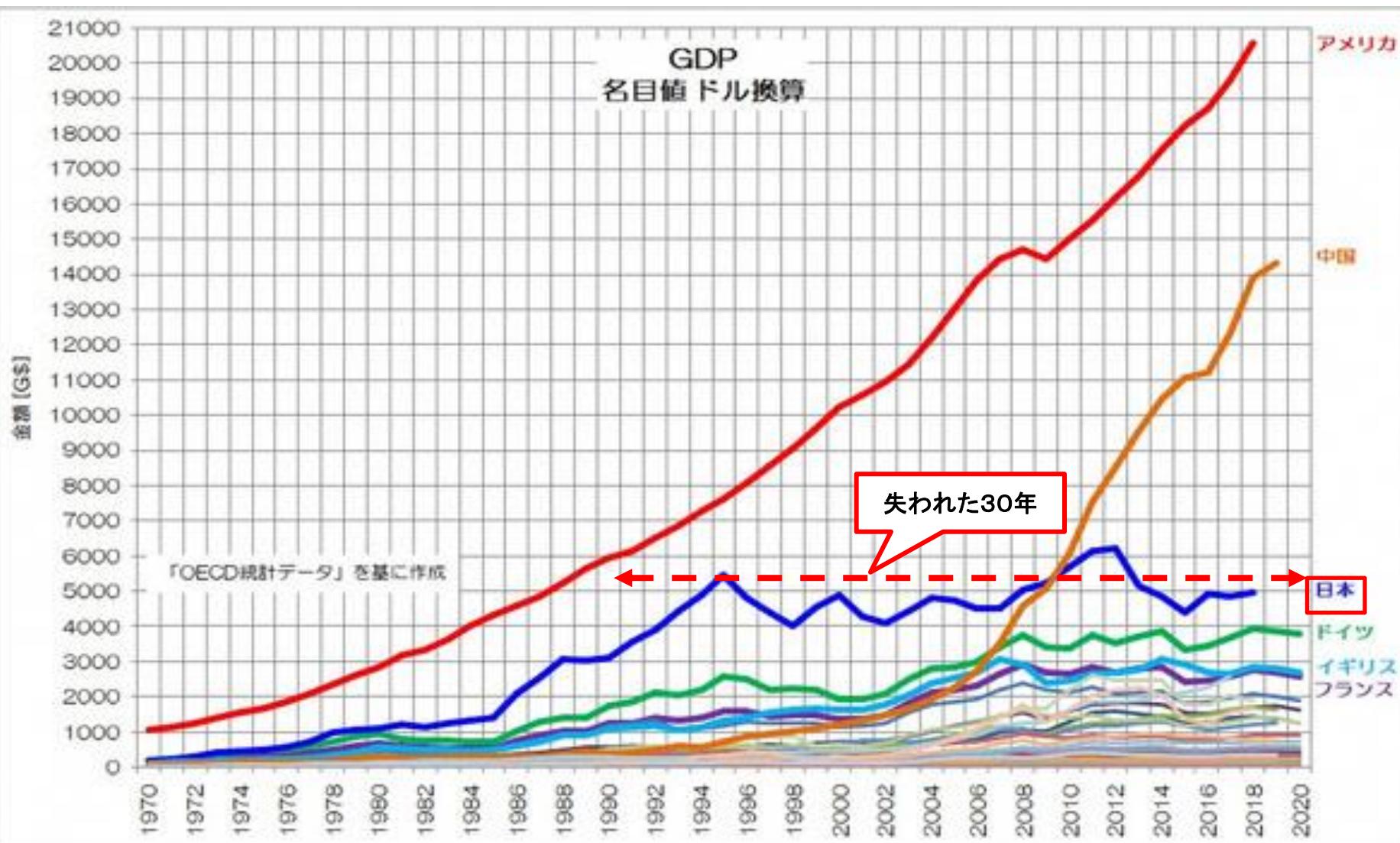
日本の人口推移



出典:2015年までは総務省「国勢調査」(年齢不詳人口を含む)、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位推計)

- 日本の人口は2008年の1.3億人をピークに減少局面に突入。これまでの人口増加を前提とした経済モデルでは対応できなくなってきた。
 - 大企業・中小零細に拘わらず、日本全体で「人口減少モデル」にどう向き合うか。

世界と日本のGDP（国内総生産）



1991年頃のバブル崩壊後、日本の成長はほぼ横ばい。

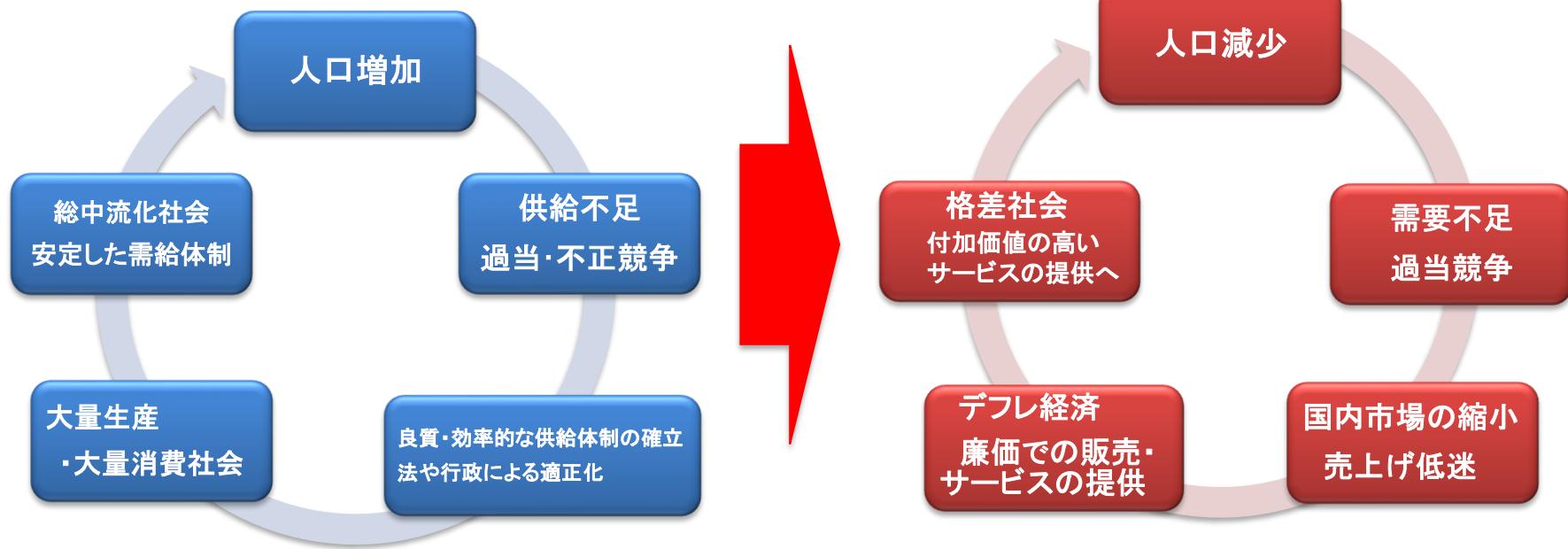
→ 新たな課題の把握や対応ができていない状況

1945～2010年？

これまでの経済循環モデル
<人口増加が前提>

2010年以降～

これからの経済循環モデル
<人口減少を想定>



- 日本では、人口増加モデルは終わりを迎えており、人口減少モデルへの再構築が急務となっている。

「競争・資源消費」から、「持続可能・環境配慮」経済への転換が求められている。

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた 次の感染症危機に備えるための対応の具体策（概要）

令和4年9月2日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 次の感染症危機に備え、感染の初期段階から、より迅速に、より効果的に対策を講ずるための司令塔機能の強化や保健・医療提供体制等の方向性を本年6月に決定したところ、本決定に係る具体的対応を以下のとおり定めるとともに、今後、更に内容等の詳細を検討し、法律案を順次国会に提出する。

1. 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正

（1）感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

i 平時からの計画的な保健・医療提供体制の整備と感染症発生・まん延時における確実な医療の提供

感染症法に基づき都道府県が定める予防計画に沿って、医療機関等と、病床や発熱外来等に関する協定を締結（公立・公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院にはその機能を踏まえ感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供を義務付け、その他の病院との協定締結を含めた都道府県医療審議会における調整の枠組みを創設）する仕組みを法定化。医療機関等は、国・地方公共団体が講ずる措置に協力。都道府県等は、医療関係団体に対し協力を要請できる。

初動対応を行う協定締結医療機関に対して流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（流行初期医療確保措置）を実施。協定の履行状況等の公表、協定に沿った対応をしない医療機関等への勧告・指示・公表（特定機能病院及び地域医療支援病院については指示に従わない場合は承認取消）を行う。

（注）流行初期医療確保措置：診療報酬の上乗せや補助金による支援が充実するまでの暫定的な支援。公費とともに、保険としても負担

ii 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化。健康観察や食事の提供等の生活支援について市町村に協力を求め、都道府県・市町村間の情報共有を推進。宿泊施設確保のための協定を締結する仕組みを法定化。外来・在宅医療の公費負担制度を創設する。

iii 広域での医療人材派遣の仕組みの創設等

国による広域での医療人材の派遣や患者搬送等の調整の仕組み、都道府県間の医療人材派遣の仕組みを創設。都道府県知事の求めに応じて派遣される医療人材（DMAT等）の養成・登録の仕組みを整備する。

iv 地域における関係者間の連携強化と行政権限の見直し

都道府県、保健所設置市、特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設、緊急時の入院勧告・措置について都道府県知事の指示権限を創設する。

v 保健所の体制・機能の強化

保健師等の専門家が保健所業務を支援する仕組み（IHEAT）を整備、都道府県、保健所設置市、特別区は、地方衛生研究所等、専門的知識・技術を必要とする調査研究・試験検査等を行うための体制を整備する。

vi 情報基盤の強化と医薬品等の研究開発促進

医療DXの取組との整合性を図りつつ、医療機関による発生届の電磁的入力や入院患者の重症度等に係る届出等を強力に推進、レセプト情報等との連絡分析、匿名化の上第三者提供を可能とする仕組みを整備する。

vii 感染症対策物資等の確保の強化

医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時の国から事業者への生産要請・指示、必要な支援等とともに、平時から事業状況の報告を求めることができる枠組みを整備する。

※ 新たに創設する事務に關し都道府県等で生じる費用は、国が法律に基づきその一定割合を適切に負担

（2）機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

i 厚生労働大臣が都道府県知事又は市町村長に指示し、臨時接種を行う仕組みを整備（費用は国負担）。医療DXの取組の一環として、個人番号カードによる接種対象者の確認の仕組みを導入するほか、予防接種の有効性・安全性の調査・研究のためデータベースを整備する。

ii 感染症発生・まん延時に、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により、医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行うことができる枠組みを整備する。

（3）水際対策の実効性の確保【検疫法等】

感染したおそれのある者に居宅等での待機を指示できることとし、待機状況の報告に応じない場合等の罰則を創設する。

○ 速やかに必要となる法律案の提出を図る。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施

- 法に基づく要請については科学的エビデンスを十分踏まえたものとし、国民の納得を得られるようするため、説明の充実・強化を図るとともに、要請等の実効性の向上策について、引き続き検討を進める。
- 政府対策本部設置時から、国・地方を通じて迅速な措置を講じ得るようにするとともに、クラスターの発生等により行政機関が機能不全とならないよう備えを拡大する。
- 地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、地方債の特例規定の創設を含め必要な措置を検討する。
- まん延防止等重点措置や緊急事態措置に関する新型インフルエンザ等の病状要件について、重篤な症例の発生頻度以外の考慮対象について検討する。
- 必要となる法律案を次期通常国会に提出することを目指す。

3. 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

- 感染症対応に係る司令塔機能を担う組織として「内閣感染症危機管理統括庁（仮称）」を設置し、感染症対応に係る総合調整を、平時・有事一貫して所掌する。総理・官房長官を直接助ける組織として内閣官房に設置し、長は官房副長官クラス、内閣官房副長官補を長の代行とし、厚生労働省の医務技監を次長相当とする等、必要な体制を整備する。
- 統括庁は、平時から、感染症危機を想定した訓練、普及啓発、各府省庁等の準備状況のチェック等を行う。
- 緊急事態発生時は初動対応を一元的に担う。（内閣危機管理監と連携して対応。）
- 特措法適用対象となる感染症事案発生時は、同法の権限に基づき、各府省庁等の対応を強力に統括する。各府省庁の幹部職員を庁と兼務させる等により、政府内の人材を最大限活用する。これら有事の際の招集職員はあらかじめリスト化し十分な体制を確保する。
- 平時・有事を通じて、4.に掲げる厚生労働省の新組織とは密接な連携を保ち、感染症対応において中核的役割を担う厚生労働省との一的な対応を確保する。
- 必要となる法律案を次期通常国会に提出し、令和5年度中に設置することを目指す。

4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

- 厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、健康局に「感染症対策部（仮称）」を設置し、内閣感染症危機管理統括庁（仮称）との連携の下、平時からの感染症危機への対応準備に係る企画立案や、感染症法等に係る業務を行う。
- 国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点、国際保健医療協力の拠点、高度先進医療等の総合的な提供といった機能を有する新たな専門家組織を創設する。
- 上記の感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政を消費者庁へ、水道整備・管理行政を国土交通省（水質基準の策定等については環境省）へ移管する。
- 必要となる法律案を次期通常国会に提出し、感染症対策部の設置及び厚生労働省の一部業務移管は令和6年度の施行、新たな専門家組織の創設については令和7年度以降の設置を目指す（感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む。）

令和5年度厚生労働省組織・定員の概要

- 令和5年度の組織・定員については、コロナ後を見据え、以下のような内容が認められた。
 - ・ 次の感染症危機に備え、平時からの感染症対応能力を強化するための組織体制の整備
 - ・ 「人への投資と分配」等、新たな資本主義に向けた改革を実施するための体制強化
 - ・ 「全世代型社会保障の構築」に向けて、医療分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進など各種課題への対応のための体制強化

1 組織体制の整備（主なもの）

※名称は仮称

（1）平時からの感染症対応能力の強化等

- ・ 健康局に「感染症対策部」を設置し、
 - ①内閣感染症危機管理統括庁との連携を図り、平時からの感染症危機への対応準備に係る企画立案（省内全体のとりまとめ）
 - ②感染症法、予防接種法、検疫法等に係る業務を実施する体制を整備。
- ・ 感染症対策部に、「企画・検疫課」及び「予防接種課」を新設するとともに、結核感染症課を振替設置。
- ・ 上記と併せて、医薬・生活衛生局の食品基準審査課、食品監視安全課、生活衛生課及び水道課を、健康局へ移管。※食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政は令和6年度に他省庁へ移管予定
- ・ これにより、医薬・生活衛生局を「医薬局」に、健康局を「健康・生活衛生局」にそれぞれ改組。

（2）医薬品等の審査体制の強化

- ・ 官房企画官（次世代医薬品等審査担当）を設置。

（3）総合的な人材確保対策の企画・調整体制の整備

- ・ 職業安定局に「人材確保支援総合企画室」を設置。

（4）困難な問題を抱える女性への支援の推進体制の整備

- ・ 社会・援護局に「女性支援室」を設置。

2 こども家庭庁創設に伴う組織・定員の移管

令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、子ども家庭局、国立児童自立支援施設等の組織・定員を移管。

3 人員体制の整備

本省内部部局、ハローワーク等を中心に大幅な定員増を図り、新規業務や既存業務の増大にも的確に対応できる体制を整備

区分	令和4年度未定員※1	令和5年度増減内訳※1			令和5年度未定員
		増員等	減員等	差引	
厚労省	33,424	969	▲876	93※2	33,517
内部部局	4,171	209	▲56	153	4,324

※1 令和4年度未定員及び令和5年度増減内訳には、こども家庭庁への移管分▲230人（うち内部部局▲151人）を含まない。

※2 厚労省全体の差引は、雇用調整助成金等対応の時限定員（労働局）の到来減▲175人を除くと、+268人。

（増員等の主な内容）

○本省内部部局

- ・ 平時からの感染症対応能力の強化等（感染症対策部） 25人
- ・ 医療分野のデジタルトランスフォーメーションの推進 8人
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の推進 10人

○検疫所

- ・ 検疫を円滑に実施するための体制強化 40人

○都道府県労働局

- ・ 円滑な労働移動・人材確保等に向けた支援体制強化（ハローワーク） 350人
- ・ 働き方改革の更なる推進のための監督指導（監督署） 124人
- ・ 最低賃金の引上げ・履行確保を図るための体制強化 30人

36

（※別途、定員合理化、時限到来による減員がある。）

生活衛生関係分野の組織再編(イメージ)

(現状)

医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全企画課

- 各課所掌業務の総合調整
- 食品に関する国際関係調整
- 食品関係のリスクコミュニケーション

検疫所業務課

- 検疫に関する業務全般(空港・港湾の検疫、衛生検査)
- 食品等の輸入監視
- 検疫所の業務管理 等

食品基準審査課

- 食品等の規格基準(器具・容器包装、残留農薬、食品添加物等)
- 健康食品・バイオ食品等の規格基準 等

食品監視安全課

- HACCPの推進・管理
- 輸入食品安全管理
- 輸出先国規制管理
- 食中毒対策、
と畜場、食鳥検査管理 等

生活衛生課

- 理美容、クリーニング等生活衛生関係の衛生管理
- 生活衛生関係営業の振興
- 建築物衛生管理
- 埋葬、火葬、墓地関係 等

水道課

- 水道の整備、水道水源開発
- 水道水の水質基準・衛生管理等

(令和5年度以降※)

健康・生活衛生局(改編)

感染症対策部(新設)

企画・検疫課(新設)

検疫所業務課

企画・検疫課へ

食品基準審査課

消費者庁へ
(食品衛生基準)

食品監視安全課

生活衛生課

国土交通省へ
(水道整備・管理)

水道課

環境省へ
(水質基準・衛生)

※他省庁への移管は令和6年度予定

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができるとしているほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

(1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
 - ・特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとし、正当な理由なくこれに応じないときは宿泊を拒むことができることとする。
 - ・その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとし、正当な理由なく体温その他の健康状態等の確認の求めに応じないときは宿泊を拒むことができることとする。
- (※)特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。
- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

(2) 差別防止の更なる徹底

旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。

2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。

等

施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月厚生労働省・経済産業省) の改正について【令和5年1月6日改定】

- 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月厚生労働省・経済産業省) は、策定から2年以上経過しています。
- ガイドラインの策定以降、知見の集積が進み、ワクチン接種が行われ、治療の選択肢が出てきた中で、オミクロン株の特性を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の対策は変化しています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの在り方も検討されています。このような中、これまでガイドラインは改正されておらず、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方について、遺体が納体袋に収容され顔が見えない、触れない、遺族等が葬儀・火葬等に参列できない、火葬待機期間が長くなる等の課題が生じています。
- 今般、新型コロナにより亡くなられた方の臨終後の対応、葬儀、火葬等について、遺族等の意思をできる限り尊重した取扱いが行われるよう、ガイドラインの改正を行います。

<改正後のガイドラインのポイント>

- 遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）を講ずることにより、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に収容する必要はなくなります。
※ ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。
- 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に収容する必要はありません。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の通夜、葬儀については、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、通夜、葬儀を執り行うようお願いします。
※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人ととの距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等を指します。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、火葬を執り行うようお願いします。
※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人ととの距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等を指します。
- 適切な感染対策が実施されている場合は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ありません。
※ 「適切な感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人ととの距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等を指します。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の拾骨について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、拾骨を執り行うようお願いします。
※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人ととの距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等を指します。

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」

(令和2年7月厚生労働省・経済産業省) の改正のポイントについて①

- 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなれた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱う。(情報共有シートで「感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられ、特別な感染対策が必要な遺体であるか」を確認)

感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられ、特別な感染対策が必要な遺体である場合

エンゼルケア(死後処置)において、遺体に適切な感染対策を実施

遺体に、清拭、鼻・肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う。

※ サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、眼の防護具(フェイスシールド又はゴーグル)を着用



納体袋は必要なくなる

※ 損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋を使用

納棺において、遺体を棺に入れた後に棺表面を清拭・消毒

遺体を棺に入れた後、遺体に触れた手袋とは別の手袋をして、棺表面を清拭・消毒を行う。

※ 遺体に納棺で棺に入る際に触れる場合は、サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン(又は使い捨てエプロン)を着用

棺表面を清拭・消毒した後は、適切な手指衛生(遺体に触れたら、自身の顔などを触れる前に手洗い等の手指衛生を実施)の下で、通常の棺と同様に取り扱う。



通夜、葬儀において、適切に感染対策を実施

遺族等の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、通夜、葬儀を実施。

※ 「適切に感染対策」は、ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策(清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等)を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策(体調不良時のオンライン等の活用、三つの密(密閉・密集・密接)の回避、人ととの距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等)を徹底すること等

遺体に触れたら、自身の顔などを触れる前に手洗い等の手指衛生を行う。

火葬において、適切に感染対策を実施

遺族等の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、火葬を実施。

※ 「適切に感染対策」は、ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策(清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等)を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策(体調不良時のオンライン等の活用、三つの密(密閉・密集・密接)の回避、人ととの距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等)を徹底すること等

遺体に触れたら、自身の顔などを触れる前に手洗い等の手指衛生を行う。

この場合、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ない。

遺体に触れたら
洗浄や消毒を行う

手洗い アルコール消毒



拾骨において、適切に感染対策を実施

遺族等の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、拾骨を実施。

※ 「適切に感染対策」は、ガイドラインに記載している、基本的な感染対策(体調不良時のオンライン等の活用、三つの密(密閉・密集・密接)の回避、人ととの距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等)を徹底すること等

遺骨から感染することはなく、拾骨時の遺骨に対する感染対策は必要ない。

納棺、通夜、葬儀、火葬、拾骨への遺族等の参列に当たっては、基本的な感染対策を実施

基本的な感染対策: 体調不良時のオンライン等の活用、三つの密(密閉・密集・密接)の回避、人ととの距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等

濃厚接触者が葬儀、火葬等に参列される場合、その方の検査の状況を踏まえつつ、特に基本的な感染対策を徹底。

※ ガイドラインについては令和5年1月6日に改訂されています。

レジオネラのパンフレットの改正（令和4年）

「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」並びに「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」といった技術的助言を基に、具体的な管理をわかりやすく解説するとともに実践的方法を紹介することを目的として本手引きを作成。（令和4年5月13日）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

公衆浴場の衛生管理に係る相談対応時に使用したり、窓口に据え置く等により、ご活用いただきたい。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>



テーマ別に探す 報道・広報 政策について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 生活衛生 > 生活衛生対策 > レジオネラ対策のページ

健康・医療 レジオネラ対策のページ

概要 関係通知/Q&Aなど

衛生管理要領・マニュアル(現行)

- 公衆浴場における衛生等管理要領等について(全文)(令和2年12月10日時点)
- 公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ菌検査方法について(令和元年9月19日)
- 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル(全文)(令和元年12月17日時点)
- 入浴施設の衛生管理の手引き(令和4年5月13日)



厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
公衆浴場におけるレジオネラ症対策に関する検査・消毒方法等の衛生管理体制の整備のための研究

「せいえいNAVI」のご案内

●リリース時期 令和3年5月

●対応機種 スマートフォン、タブレット

●OS iOS (ver.13以上)、Android

AppストアまたはGoogle playストアからアプリをダウンロードします。

※本アプリは無料です。またアプリの利用で個人情報を取得することはありません。



1. 新着情報

生衛業者に必要な新着情報（融資・補助金、研修・セミナー、新型コロナ関連、行政情報）がアプリから入手可能に。

2. 検索機能

自分が必要な情報を絞って入手できる、検索機能を設定。

3. 先進事例

他業種・他店舗の先進的な取組事例（経営改善の取組など）が容易に入手できる。

4. 経営診断

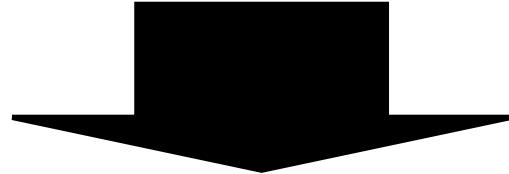
経営診断チャートを使って、ご自身の店舗の強み・弱み、改善ポイントを知ることができる。

- * 生活衛生業の方をターゲットにしたアプリです！
- * 国や地域の助成金・補助金情報、経営相談、感染予防対策などの情報も満載です。

5. おわりに

保健所・環境衛生監視員は昔も今も公衆衛生の要

- 保健所・環境衛生監視員は、昭和42年の制度創設以降、わが国の公衆衛生と国民生活の発展向上に多大な貢献を果たしてきた。
- 一方、時代の変化とともに社会保障や子ども対策などに関心は移っているが、公衆衛生の重要性と役割が低下していることはない。



保健所・環境衛生監視員に期待したいこと

- I. 新型コロナ禍に伴い、公衆衛生への関心と役割が見直されている。
保健所・衛生監視員も最新知見や制度習得、現場での監視指導を通じて、「**公衆衛生の要**」として引き続き貢献頂きたい。
- II. 社会経済活動の再開(全国旅行支援や水際対策緩和など)や人流の活発化が戻る中、アフターコロナに伴う新たな課題も含め、堅実な業務の遂行を期待したい。

ご静聴ありがとうございました

